

受	日	平成	年	月	日
付	時	午(前・後) 11 時 5分			

発 言 通 告 書

大月市議会議長
小原文司 殿

大月市議会議員 小林 信保

次のとおり大月市議会会議規則第(51・62)条の規定により通告します。

発 言 の 種 類	質 疑 ・ 討 論 一 般 質 問 (代 表 ・ 個 人)	
発言要旨(大項目)	発言要旨(中項目)	内 容 ・ 説 明
1. 生活困窮者自立支援法に対する本市の取り組みについて	(1)生活保護者数・受給額及び世帯の推移について	・平成15年度と26年3月時点での生活保護者数、生活保護受給額、その他の世帯数を示せ ・生活保護受給者の推移の現状をどのように認識しているのか
	(2)本市の取り組みについて	・本市では生活困窮者に対しどのような取り組みを行うのか。 ・就労準備支援事業には積極的に取り組むべきであると思うがその考えは。
2. 財源の確保と市民や民間企業の力の活用について	(1)地域経済循環創造交付金事業について	・地域経済循環創造交付金事業についての考えは ・地域経済循環創造交付金という事業がある事を発信すべきであると思うがその考えは。
	(2)クラウドファンディングについて	・クラウドファンディングに取り組むべきであると思うがその考えは。
3. 不妊治療費助成について	(1)不妊治療費助成について	・保険適用の範囲に関わらずすべての不妊治療費に対し助成を開始すべきであると思うがその考えは。

- 注 1. 発言者は、議長の定めた期間内に本通告書を提出してください。
2. 一般質問・質疑については発言要旨(大項目・中項目)及び内容・説明を、討論については反対又は賛成の別を記載してください。
3. 発言要旨は、質意・内容をできるだけ分かりやすく、具体的に明記してください。太枠内の大項目及び中項目を発言通告項目とし、これを議場配付資料に掲載しますのでご了承を願います。
- なお、発言の際は、通告書に記載された内容に沿って発言していただくことになります。

(枚目 / 枚中)

言要旨（大項目）	発言要旨（中項目）	内 容 ・ 説 明

1. 発言者は、議長の定めた期間内に本通告書を提出してください。
2. 一般質問・質疑については発言要旨（大項目・中項目）及び内容・説明を、討論については反対又は賛成の別を記載してください。
3. 発言要旨は、質意・内容をできるだけ分かりやすく、具体的に明記してください。太枠内の大項目及び中項目を発言通告項目とし、これを議場配付資料に掲載しますのでご了承を願います。
 なお、発言の際は、通告書に記載された内容に沿って発言していただくことになります。